

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水)

松山市には重信川水系重信川、重信川水系石手川、重信川水系小野川、立岩川水系立岩川などの河川があり、洪水浸水想定区域図等によると、これらの河川が氾濫した際は、広範囲にわたり浸水することが想定されている。

(土砂災害)

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、愛媛県から土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が抽出されており、松山市内には合計1,400箇所以上の警戒区域が存在する。

(地震)

愛媛県が発表した南海トラフ巨大地震による松山市の被害想定は、最大で震度7の揺れ、火災での消失を合わせると建物全壊棟数が3万5千を超え、死者数715人、負傷者数5,707人になると想定されている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、近年の新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない、新型のウイルスが出現すれば、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(その他)

松山市の気候は温暖な瀬戸内海気候で、年平均気温16.8度。年間降水量は約1,300mmで、6月に多く12月に少ない夏雨型となっている。全体に降水量は少なめで、積雪もごく少量、台風の通過も太平洋側の高知県や徳島県に比べれば少なく、穏やかで恵まれた気候条件である。

・松山市地域防災計画

風水害等対策編

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/bosai/bousai/bousaieikaku/tiiki/R5tiikibousaieikaku.files/01.pdf>

地震災害対策編

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/bosai/bousai/bousaieikaku/tiiki/R5tiikibousaieikaku.files/02.pdf>

資料編

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/bosai/bousai/bousaieikaku/tiiki/R5tiikibousaieikaku.files/siryohen.pdf>

・松山市防災ハザードマップ

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/bosai/bousai/keihatu/bousaimap.files/shima.P18-P37.2023.pdf>

- ・被災した時に役立つ知識・我が家の防災対策

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/bosai/bousai/keihatu/bousaimap.files/shima.P38-P45.2023.pdf>

- ・内閣官房内閣感染症危機管理統括庁（新型コロナウイルス感染症対策）

<https://www.caicm.go.jp/index.html>

- ・感染症情報（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

（２）商工業者の状況

- ・商工業者数 17,818 者
- ・小規模事業者数 12,533 者

業種		商工業者数	小規模事業者数
商工業者	農業、林業、漁業	52	45
	鉱業、採石業、砂利採取業	1	1
	建設業	1,825	1,705
	製造業	797	653
	電気・ガス・熱供給・水道業	27	22
	情報通信業	348	169
	運輸業、郵便業	443	305
	卸売業、小売業	4,782	2,715
	金融業、保険業	518	394
	不動産業、物品賃貸業	1,555	1,430
	学術研究、専門技術サービス業	1,094	815
	宿泊業、飲食サービス業	2,301	1,446
	生活関連サービス業、娯楽業	1,817	1,583
	教育、学習支援業	515	361
	医療、福祉	782	364
	複合サービス事業	66	61
	サービス業（他に分類されないもの）	895	464

【出典：令和３年経済センサス】

（３）これまでの取組

１）松山市の取組

- ・「松山市地域防災計画」を策定し、総合的かつ計画的な防災対策を推進している。
- ・平成１７年度から全国初の取組として、全額公費負担での防災士養成を始め、自主防災組織をはじめ、市立小中学校や保育園、幼稚園、福祉施設や災害協定事業所など防災士の資格取得を進めてきた。その結果、防災士が全国初となる１万人を突破するなど、地域の防災力を高めている。

2) 松山商工会議所の取組

- ・事業者BCP※に関する施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・愛媛県火災共済協同組合と連携し、火災共済の加入促進
- ・損保会社4社と連携した「日本商工会議所ビジネス総合保険」の加入促進
- ・松山市の防災協力事業所への登録及び活動
- ・防災備品の備蓄（ポータブル電源とソーラーパネル、水、マスク、消毒液など）
- ・「大規模自然災害等に際しての愛媛県内商工会議所における連携支援に関する協定」に基づき県下9つの商工会議所と連携した事業所の支援
- ・愛媛県商工会議所連合会が「中小企業・小規模事業者等のリスクマネジメント支援に関する協定」を東京海上日動火災保険(株)と締結

※当支援計画においては、小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画を事業者BCPと記載する。

II 課題

(1) 事業者BCP策定支援

令和6年度の中小企業白書によると、BCP策定企業割合は大企業・中小企業とも増加傾向にあるが、中小企業の策定割合は大企業と比べて低い。中小企業は経営資源が限られており、BCPの策定が後回しになるケースが多いため、策定のきっかけ作りや策定に関する支援が必要である。また、商工会議所においても、BCP策定に関する支援を行うことができる職員が不足しているため、その知識を習得することが課題となっている。

(2) 有事に備えたリスクの軽減

災害等が発生した際には、地域インフラの断絶や設備の破損、人材確保難等により事業中断や、休業のリスクが高まる。事業継続のためには資金が必要であることから、災害に備えて、共済や保険に加入しておくことが重要である。

(3) 支援機関としての役割

災害発生時に商工会議所は地域総合経済団体として、地域の被害状況を調査し四国経済産業局や愛媛県、松山市等へ情報提供を行うなどの役割を担い、地域中小企業等に対し適切な情報提供を行うことが求められる。そのため、平時より関係機関との連絡・調整を密にし、連携を行うほか、商工会議所のBCPの見直しを行うなど、災害に備えた体制を構築する必要がある。

III 目標

課題解決に向け、下記の目標を設定する。

(1) 小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。

- ①BCP策定もしくは事業継続力強化計画の認定支援
- ②経営指導員向けBCP策定支援に関する研修会の実施

(2) 各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む）

- ①保険会社や団体と連携した加入促進運動の展開
 - ・BCP策定の重要性や共済・保険への加入を促すリスク対策セミナーの開催
 - ・加入促進キャンペーンの実施
- 《対象共済・保険制度》
火災共済、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、その他

上記（１）～（３）の取り組みについて下記表のとおり今後５年間の目標件数を設定する。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
事業者 B C P 策定・認定支援／(件)	3	3	3	5	5
経営指導員向け B C P 策定支援研修／(回)	0	1	0	1	0
リスク対策セミナーの開催／(回)	1	0	1	0	1
各種共済・保険制度への加入促進 (見直し、資料提供含む)／(件)	5	5	5	5	5

(3) 行政機関・地方公共団体との連携強化

地域の被害状況を収集し情報の提供を行うため、国や愛媛県、松山市との被害情報提供ルートを構築する。また、発災後速やかな復興支援策が行われるよう、また、感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、関係機関との連携体制を平時から構築する。また、商工会議所の B C P については、行政機関・地方公共団体等に意見を求め、見直しを行う。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 7 年 5 月 2 5 日～令和 1 2 年 3 月 3 1 日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

松山商工会議所（以下、当所）では、多発する自然災害や事故・感染症の蔓延など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業が継続できるよう、当所と松山市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

< 1. 事前の対策 >

「松山市地域防災計画」と当計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組む。

1) 小規模事業者に対する災害・感染症等リスクの周知

- ・巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。また、新型コロナウイルス感染症については、業種別ガイドラインに基づき、感染防止対策について周知を行う他、マスクや消毒液などの備蓄やテレワーク環境の整備方法について紹介を行う。
- ・会報誌や市広報、ホームページ等において、事業継続力強化計画認定制度をはじめとする施策の紹介や、リスク対策の必要性に関する情報の提供に加え、事業者 B C P に積極的に取り組む小規模事業者等を紹介し知見を共有する。

2) 事業者 B C P の策定と運用に関する支援

- ・小規模事業者ができるだけ早期に事業を再開・継続することができるよう事業者 B C P の策定を促し、経営指導員もしくは専門家の派遣等により支援を行う。

3) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所の B C P を見直す際には、行政機関・地方公共団体にも意見を求め、発災時における対応を事前に設定するなど、連携を高める。なお、見直し時には日本商工会議所の様式を活用する。

4) 関係団体等との連携

- ・事業継続の専門家を講師に招き、事業者 B C P の策定の必要性や施策の紹介、損害保険の概要と加入による発災後のメリット等を周知するセミナーを開催する。
- ・損害保険会社や共済取扱団体（愛媛県火災共済協同組合・損保会社 4 社）と連携した加入促進キャンペーンを実施する。

5) フォローアップ

- ・事業者BCPの取り組み状況について、巡回及び窓口相談時において実施状況に関する確認を行い計画の見直し・修正等について検討を行う。
- ・作成した当所BCPの内容について遂行状況の確認や改善点について松山市等と協議を行う。

6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生を仮定し、松山市との連絡ルートや連携を確認するため年1回程度訓練を行う。

< 2. 災害・感染症発生後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助に最優先に取り組み、そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、2時間以内に職員の安否と被害状況の確認を電話もしくはビジネスチャットツールを用いて行う。勤務時間中に発災した場合は、自身の安全を確保した上で、職員と来館者の安否確認と救護依頼を行い、最寄りの避難所への案内を行う。
- ・感染症の流行により、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、松山市における感染症対策本部設置に基づき感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と松山市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に当所と松山市で情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

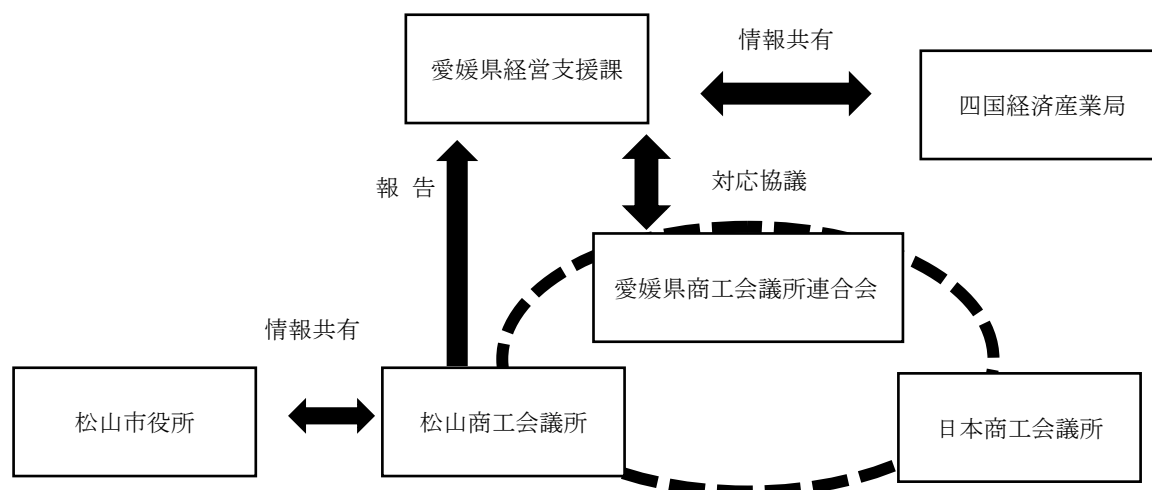
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・当計画により、当所と松山市が以下の頻度で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 災害・感染症発生時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことを判断する。
- ・当所と松山市は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と松山市が共有した情報を、愛媛県の指定する方法にて愛媛県経営支援課へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について松山市と相談する。
※国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。当所職員での対応が困難な場合は、松山市と相談を行うと共に、愛媛県商工会議所連合会と日本商工会議所の他、士業団体等と連携して体制を構築する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

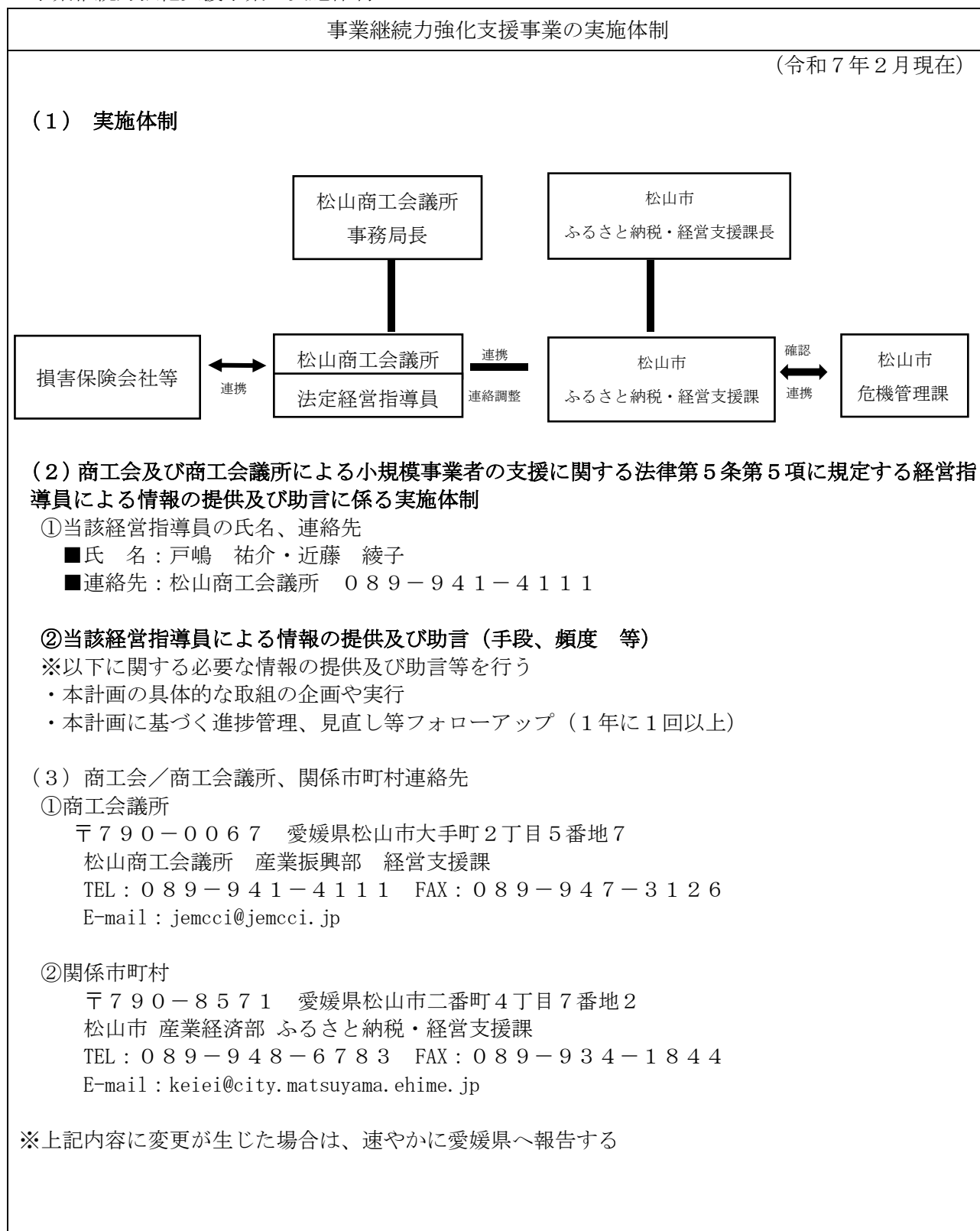
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業所に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を被害の状況に応じて愛媛県、愛媛県商工会議所連合会、日本商工会議所に依頼する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	5 0 0	3 0 0	5 0 0	3 0 0	5 0 0
専門家派遣	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0
セミナー開催費 (謝金・会場代)	2 0 0	0	2 0 0	0	1 0 0
パンフ、チラシ	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・松山市補助金・愛媛県補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携者予定者なし	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	